



《会計・税務の知識》東北地方太平洋沖地震における金融支援

はじめに、この度の東北地方太平洋沖地震により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

これほどの大災害ですので、各方面からの手厚い支援が必要不可欠と思われます。本稿では、金融面で現状どのような支援策があるのかについてまとめてみました。関連する URL も載せています。

1. 金融庁・日本銀行

<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110311-3.html>

<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110323-2.html>

金融庁、日本銀行より、『平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について』が公表されました。抽象的な表現にとどまっている記載もありますが、最低限の配慮はなされた印象です。以下は主だった措置の内容です。

- ・ 地震により預金通帳等を紛失した場合でも、預金者本人の確認を前提に預金の払い出しに応じる。
- ・ 事情によっては、定期預金、定期積金の期限前払い戻し、これらを担保とした貸付にも応じる。
- ・ 災害による障害のため支払期日が経過した手形につき、金融機関と適宜協議の上、取立ができる。
- ・ 災害時の手形の不渡処分につき、配慮する。

また、さらに数日後には『平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について』が公表され、災害の影響を直接、間接に受けている企業から返済猶予等の貸付条件の変更等やつなぎ資金の供与等の申込みがあった場合には、できる限り努力すべき旨が金融機関に対して示されました。今後、金融機関の融資姿勢が軟化することが期待されます。

2. 中小企業庁

<http://www.meti.go.jp/press/20110313003/20110313003-1.pdf>

中小企業庁より、『平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震等による災害の激甚災害の指定及び被災中小企業者対策について』が公表されました。地震で大打撃を受けた数多くの中小企業にとって、当面の資金繰りは死活問題ですから、相当規模の支援が必要不可欠でしょう。以下、主な措置の内容です。

- ・ 市町村から罹災証明を受けた中小企業者に対し、信用保証協会は別枠で保証する(100%保証。限度額は無担保 8 千万円、普通 2 億円)。
- ・ 罹災証明を受けた中小企業者に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が別枠で行う災

害復旧貸付について、そのうち 1 千万円を上限として、基準金利から 0.9%の金利引き下げを行う。

	貸付限度額	基準金利(*1)
国民公庫	中小事業 1.5 億円	1.75%
	国民事業 3 千万円	2.25%
商工中金	1.5 億円	1.75%

(*1) 貸付期間 5 年以内の基準金利。担保の有無、返済期間その他個別事情により変動。

なお、罹災証明については、基本的に地震による建物の損壊、津波による浸水などが証明対象であるため、原発事故による損害や、取引先の倒産等による損害については、影響が甚大であっても対象外とされる可能性があると考えられます。今後、二次的、三次的な被害はますます拡大していくものと予想されますが、どこまでを救済の対象とするのか、非常に悩ましいところです。また、個人的には中小企業のみならず、甚大な被害を受けた大企業でも利用できる救済措置を拡充していただきたいと思います。

3. 中小企業基盤整備機構

<http://www.smrj.go.jp/kikou/news/earthquake2011/058774.html>

中小企業基盤整備機構より、『東北地方太平洋沖地震災害対策について』が公表されました。当面の対応として、以下の措置が講じられます。

- ・ 小規模企業共済制度における納期限の延長と延滞利子の免除
- ・ 同共済制度の掛金の範囲内での事業資金の貸付
- ・ 既往債務の返済期限の延長

4. 住宅金融支援機構

<http://www.jhf.go.jp/files/100115783.pdf>

住宅金融公庫には、災害復興住宅融資という制度があり、被災住宅を復旧するための資金融資等を取り扱っています。地方公共団体から一定以上の損壊程度の罹災証明書を交付された方が利用することができます。金利は基本的に個人向けが 1.78%、事業者向けが 1.58%となっています。

5. おわりに

金融支援についてご説明してきましたが、これらの活用と共に重要なのは、資金繰りの精査ではないかと思えます。このような緊急事態ですから、ある相手先から当てにしていた入金がこない、ということも十分にあり得る話です。債権債務の詳細な内容を把握し、イレギュラーな事態をもある程度織り込んでおく必要があります。(担当：工藤)